

## 事業継続計画（BCP）策定支援等に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）山梨県商工会連合会（以下「乙」という。）山梨県中小企業団体中央会（以下「丙」という。）甲府商工会議所（以下「丁」という。）富士吉田商工会議所（以下「戊」という。）公益財団法人やまなし産業支援機構（以下「己」という。）及び東京海上日動火災保険株式会社（以下「庚」という。）は、県内中小企業に対する事業継続計画（BCP）策定支援等の取り組みについて、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害等発生時における県内中小企業の事業資産の損害を最小限にとどめ、事業の継続及び早期復旧を可能とする事業継続計画（BCP）の策定、県内中小企業の海外展開及び県内における創業を、甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚が連携して支援することにより、本県産業の振興を図ることを目的とする。

### （事業の内容）

第2条 この協定に基づき実施する事業は次のとおりとし、その内容及び実施方法は、甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚が協議して定めるものとする。

- （1） 県内中小企業に対する事業継続計画（BCP）策定の支援
- （2） 県内中小企業に対する海外展開の支援
- （3） 県内における創業の支援

### （守秘義務）

第3条 甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚はこの協定に基づく事業の実施において知り得た他の当事者の秘密事項を、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に書面による当事者の承諾を得た場合は、この限りではない。

### （有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとし、期間満了前に甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚いずれからも継続しない旨の意思表示がない場合は、1年間協定を延長する。それ以降もまた同様とする。

### （疑義の解決）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を7通作成し、甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚がそれぞれ署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成28年10月26日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県知事 後藤 斎

---

乙 山梨県甲府市飯田二丁目2番1号 中小企業会館3階  
山梨県商工会連合会

会長 小林 寛樹

---

丙 山梨県甲府市飯田二丁目2番1号 中小企業会館4階  
山梨県中小企業団体中央会

会長 松葉 惇

---

丁 山梨県甲府市相生二丁目2番17号  
甲府商工会議所

会頭 金丸 康信

---

戊 山梨県富士吉田市下吉田七丁目27番29号  
富士吉田商工会議所

会頭 堀内 光一郎

---

己 山梨県甲府市大津町2192番8 アイメッセ山梨3階  
公益財団法人やまなし産業支援機構

理事長 安藤 輝雄

---

庚 東京都千代田区丸の内一丁目2番1号  
東京海上日動火災保険株式会社

常務執行役員 大谷 弘之

---